

施術所における 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

公益社団法人全国柔整鍼灸協会

大阪鍼灸マッサーヂ協同組合

2020年4月13日

2020年4月17日改定

2020年7月27日改定

施術所内で考えられる新型コロナウイルス感染症の感染リスク

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では感染拡大リスクとして以下の事項が挙げられている。

○一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染だが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。

○集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間)、②密集場所(多くの人々が密集する)、③密接場面(互いに手を伸ばすと届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件の場では、感染を拡大させるリスクが高いとされている。

以上を踏まえ、施術所内における感染対策は以下の通り。

①密閉空間

◇施術所内は、施術スペース、待合室、その他施術者、スタッフの待機スペースも含めて原則密閉空間。

エアコンは、同じ空気が循環していることを踏まえて、窓やドアを開放し(1時間に2回程度)こまめな換気に努める。

◇換気の際は2方向に換気できる窓やドアを開放し十分に行う。

②密集場所

◇患者同士が近距離になりすぎないように1m以上(可能であれば2m以上)の距離を確保する。
また予約優先制を導入するなど、患者同士や施術者及びスタッフとの接触時間をできる限り少なくする。

◇スタッフの待機スペース内など施術所内で、スタッフ間のソーシャルディスタンスを1m以上(可能であれば2m以上)確保できるようにする。

③密接場面

◇飛沫等で器具や用具が感染源となる可能性があり、できる限り使い捨てのものを使用する。
または消毒(濃度70%以上のアルコールなど)を徹底する。

- ◇施術時にマスクの着用が困難な場合を除き、患者には常時マスクの着用を促し、施術者もマスクやフェイスガードなどの器具を使用するなど、施術者及びスタッフと患者の飛沫が直接接触しない工夫を最大限に行う。
- ◇施術内容によっては手袋の使用も検討する。患者の施術に使用した器具を片付ける際にも手袋を使用し、手袋を外したあとも手洗い・手指消毒などを行う。

患者への注意喚起

- 施術スペース利用時の注意事項並びに体調が思わしくない時の来院自粛を、施術所 HP や院の表で患者さんへ呼びかけ、実行を徹底

ダウンロードできるポスターの文面は以下

新型コロナウイルス感染予防 に関するお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、以下のご協力をお願いいたします。

次の症状がある方、該当する点がある 患者さんの来院をお断りします

- ・ 風邪の症状(咳・痰・頭痛・下痢等)や発熱(37.5℃以上)
- ・ 呼吸器症状(咳・息切れ・呼吸困難等)、倦怠感がある
- ・ 嗅覚・味覚障害がある

2週間以内に以下のいずれかに該当する場合

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者、またはその疑いがある患者との接触
- ・ 海外への渡航歴がある

<当院の感染症対策について>

消毒、換気、職員の手指衛生・体調管理の徹底を行っています。

以下の厚生労働省 HP をご参照ください

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

- ◆ 過去 14 日以内に渡航、並びに当該居住者との濃厚接触がある患者
- 感染症に関する国の注意喚起が解除されるまでの期間中、スタッフがマスクを着用することの告知

施術スペースにおける施術時の対応

●施術スペース(施術所)内の衛生確保・感染防止対応

①入口付近

- ・施術所入口での手指消毒剤配置と消毒の徹底
- ・ドアノブなど不特定多数が触れる箇所はこまめな消毒の実施

②施術設備・用具

- ・1時間に2回換気(2カ所以上窓を開ける)
- ・受付等、患者と対面する場所では、ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ・清掃・除菌の通常以上の徹底(洗面所の水道、トイレ、ドアノブなど不特定多数が触れる箇所のこまめな除菌、清掃の実施。最低推奨回数:2時間に1回)
- ・施術ベッドで使用する枕やカバー類は施術毎に除菌する
- ・鍼などは使い捨てのものに変更、または消毒を徹底する
- ・施術に使用した器具を片付ける際には手袋を着用する
- ・可能な限りキャッシュレス決済(非接触型決済サービスが望ましい)を導入する
- ・対策中のポスター掲示



③施術者またはスタッフ

- ・全員マスク使用が望ましい
- ・マスクを使用している必要以上に患者と接近しない
- ・施術方法によっては手袋を着用する。またフェイスガードなどの使用も検討する
- ・施術の際に使用した白衣などの衣服はこまめに洗濯する
- ・感染症の疑いのある患者に接した場合、その後の業務は中止し保健所へ通告する
- ・施術所内ではスタッフ間のソーシャルディスタンスを1m以上(可能であれば2m以上)確保できるようにする

④患者

- ・マスク使用をお願いする
- ・患者の施術前と後に手指の消毒を実施
- ・高齢者や持病がある方は感染後の重症化リスクが高いことから、より徹底した対応を行う
- ・患者同士が近距離になりすぎないように1m以上(可能であれば2m以上)の距離を確保する
- ・予約優先制を導入するなど、患者同士や施術者及びスタッフとの接触時間をできる限り少なくする

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

施術者・スタッフの健康管理

- 施術者・スタッフ全員の体温チェックを徹底(発熱の兆候がある場合、体調により上司に報告のうえで出勤停止)
毎朝チェックしその結果を記録しておくことが望ましい
- 施術者・スタッフ等の家族、同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、出勤停止とし、他のスタッフとの接触について正確な実態把握を実施

感染者情報に接した場合の対応

- ① まず保健所へ通告(求められる情報を速やかに開示)
- ② 保健所の指示に従う。休院する場合はテナント等、関係各所へ連絡する
- ③ 感染患者と同時間帯に来院していた患者へ連絡
- ④ 休院の期間は保健所の指示に従ったうえで、施術所判断で決定する
- ⑤ 消毒を求められた場合の対応業者を施術所所在地域で確認しておく

最後に

5月に緊急事態宣言解除後、経済活動再開とともに、再び感染者が増えてきています。大阪鍼灸マッサージ協同組合は「この業界から感染者を出さない」「感染拡大させない」、そして「万が一、感染者が出てしまった」という場合の具体的な対応を、公益社団法人全国柔整鍼灸協会とともに策定いたしました。

施術者やスタッフの家族の生命と健康を守るため、施術所や施術者の対応の不備による感染拡大となった場合には、風評被害を受けないためにも、策定しました「施術所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に沿って施術を進めていただきたいと思います。

なお、本ガイドラインは厚生労働省や公益社団法人全国柔整鍼灸協会の要請に伴い、随時見直していく予定です。

大阪鍼灸マッサージ協同組合
理事長 勝浦政夫

監修医師：医療法人美和会 平成野田クリニック 岸野万伸